令和８年度　稲沢市社会福祉協議会顕彰要領

１　趣　　旨

多年にわたり社会福祉の推進に寄与し功績顕著なものに対し、稲沢市社会福祉協議会長がこれを顕彰する。

２　顕彰基準日　　令和８年１２月１日

３　顕彰の区分

稲沢市社会福祉協議会長が顕彰するものは、次の各項に定めるものとし､かつ、それぞれの顕彰に該当する条件を有するもの

ただし、顕彰種別を次の項目とし、該当者により項目別に分類するものとする。

(1)地域福祉　　(2)老人福祉　　(3)障害者福祉　　(4)児童福祉

(5)金員・物品の寄付　　(6)善行児童生徒　　(7)社会福祉施設従事者

(8)献身的介護　　(9)多年ボランティア活動　　(10)社会福祉協議会役員

(11)その他

４　表彰の対象

（１）地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの

①　民生委員・児童委員（様式１）

(ア)顕彰基準日に、その在職期間が９年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ)稲沢市民生委員・児童委員協議会長から推薦されたもの

②　稲沢市老人クラブ連合会役員（女性代表も含む）（様式１）

(ア) 顕彰基準日に、その在職期間が３年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ) 稲沢市老人クラブ連合会長から推薦されたもの

③　単位老人クラブ会長及び女性委員（様式１）

(ア)顕彰基準日に、その在職期間が８年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ)地区老人クラブ連合会長から推薦されたもの

④　稲沢市社会福祉協議会理事、監事、評議員

(ア)顕彰基準日に、その在職期間が８年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ)稲沢市社会福祉協議会長から推薦されたもの

⑤　稲沢市高齢者ゲートボール協会役員(様式１)

(ア)顕彰基準日に、その在職期間が１３年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ)稲沢市高齢者ゲートボール協会長から推薦されたもの

⑥　稲沢市グラウンド・ゴルフ協会役員（様式1)

(ア)顕彰基準日に、その在職期間が１３年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ)稲沢市グラウンド・ゴルフ協会長から推薦されたもの

⑦　稲沢市子ども会連絡協議会役員（様式1)

(ア)顕彰基準日に、その在職期間が１３年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ)稲沢市子ども会連絡協議会長から推薦されたもの

⑧　民間の社会福祉団体、施設の役職員（様式１）

(ア)顕彰基準日に、稲沢市内に所在する施設及び団体におけるその在職期間が１３年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

(イ)所属団体の長から推薦されたもの

（２）社会奉仕活動、その他の善行により、他の模範となるもの

①　小学校、中学校、高等学校の児童生徒（様式２）

(ア)日頃の行いが他の模範である児童生徒、又は福祉分野において活動している児童生徒であること

(イ)学校長から推薦されたもの。ただし、各校２人以内とする。

②　優良子ども会（様式３）

（ア）現在活動している単位子ども会で、結成以来５年以上継続していること

（イ）活動内容が活発で優れており､他の子ども会の模範であること

（ウ）稲沢市子ども会連絡協議会長から推薦されたもの

（３）本会へ多額の私財を寄付し、その功績の顕著なもの（様式５）

（ア）３０万円以上の金品を稲沢市社会福祉協議会へ寄付した、個人及び団体

（イ）稲沢市社会福祉協議会長から推薦されたもの

（４）その他、会長が必要と認めたもの（様式６）

（ア）社会福祉の進展に著しく貢献し、その功績が顕著であるもの

（イ）地域福祉活動の進展に著しく貢献したもの

（ウ）稲沢市社会福祉協議会長が適当と認めるもの

５　感謝の対象

（１）地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの

①　民生委員・児童委員（様式１）

（ア）顕彰基準日に、その在職期間が６年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

（イ）稲沢市民生委員・児童委員協議会長から推薦されたもの

②　単位老人クラブ会長及び女性委員（様式１）

（ア）顕彰基準日に、その在職期間が５年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

（イ）地区老人クラブ連合会長から推薦されたもの

③　稲沢市社会福祉協議会理事､監事、評議員（様式１）

（ア）顕彰基準日に、その在職期間が４年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

（イ）稲沢市社会福祉協議会長から推薦されたもの

④　稲沢市子ども会連絡協議会協会役員（様式１）

（ア）顕彰基準日に、その在職期間が６年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

（イ）稲沢市子ども会連絡協議会長から推薦されたもの

⑤　稲沢市高齢者ゲートボール協会役員（様式１）

（ア）顕彰基準日に、その在職期間が８年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

（イ）稲沢市高齢者ゲートボール協会長から推薦されたもの

⑥　稲沢市グラウンド・ゴルフ協会役員（様式１）

（ア）顕彰基準日に、その在職期間が８年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

（イ）稲沢市グラウンド・ゴルフ協会長から推薦されたもの

⑦　民間の社会福祉団体､施設の役職員（様式１）

（ア）顕彰基準日に、稲沢市内に所在する施設及び団体におけるその在職期間が８年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。

（イ）所属団体の長から推薦されたもの

（２）社会福祉奉仕活動、その他の善行により、他の模範と認められるもの

①　ボランティアグループ（様式７）

（ア）現在活動中であり､結成以来５年以上活動しているグループであること。

ただし、大学及び高等学校においては、３年以上とし、短期大学及び専門学校においては、２年以上とする。

（イ）活動内容が活発で優れており、他のボランティアグループの模範であるこ

と

（ウ）ボランティアセンター運営委員長から推薦されたもの

② 一般個人ボランティア（様式６）

（ア）現在活動中であり、ボランティア活動時間が２００時間に達したもの

（イ）ボランティアセンター運営委員長から推薦されたもの

（３） 家庭内において献身的に介護し、他の模範と認められるもの（様式８）

（ア）顕彰基準日に、家庭内においてねたきり老人、重度障害者を７年以上介護（介助）しているもの

（イ）他の介護者の模範であること

（ウ）民生委員・児童委員から推薦されたもの

（４）本会へ多額の私財を寄付し、その功績の顕著なもの（様式５）

（ア）個人３万円以上、団体５万円以上の金品を稲沢市社会福祉協議会へ寄付した個人及び団体

（イ）稲沢市社会福祉協議会長から推薦されたもの

（５）その他、会長が必要と認めたもの（様式６）

（ア）社会福祉の進展に著しく貢献し､その功績が顕著であるもの

（イ）地域福祉活動の進展に著しく貢献したもの

（ウ）民生委員・児童委員から推薦されたもの

（エ）稲沢市社会福祉協議会長が適当と認めるもの

６ 除外条件

（１） 表彰の除外条件

過去に同一項目で叙勲､藍綬褒章、厚生労働大臣表彰、全社協会長表彰、知事表彰､県社協会長表彰､稲沢市社会福祉協議会長表彰を受けたもの。ただし、金品の寄付を事由とし表彰を受けたものを除く

（２） 感謝の除外条件

過去に同一項目で叙勲､藍綬褒章、厚生労働大臣感謝、全社協会長感謝、知事感謝､県社協会長感謝､稲沢市社会福祉協議会長感謝を受けたもの。ただし、ボランティアグループ・一般個人ボランティア及び金品の寄付を事由とし感謝を受けたものを除く

７ 選 考

稲沢市社会福祉協議会長は、被顕彰候補者として推薦のあったものを表彰審査委員会に諮り決定する。